給付の種類		加加加加加	10 PA 40 L1 455	#±.011 ± 4/\ \	
請求者の状況		保険給付種類	保険給付額	額特別支給金	
治療費	労災指定病院で 受診	療養補償給付 療養給付	現物支給	_	
	労災指定病院以外で 受診	療養費補償給付 療養費給付	立替払い後、請求		_
休業	療養の為休業し 賃金不支給の時	休業補償給付 休業給付 ※4日目から支給	1月60%	1日20%	_
傷病年金	療養開始後、1年6ヵ 月で治癒せず傷病等 級1級~3級に該当	傷病補償年金 傷病年金	給付基礎日額 の 313 日 分から 245 日分の年金 1級313日分 2級277日分 3級245日分	一時金 1級114万円 2級107万円 3級100万円	算定基礎日額の313日分 から245日分の年金 1級313日分 2級277日分 3級245日分
7.本	障害が残り、障害の程 度が1級~14級に 該当	障害補償給付 障害給付	給付基礎日額 の 313 日 分から 131 日分の年金 1 級 3 1 3 日分 ~	一時金 1級342万円 ~ 7級159万円	算定基礎日額の313日分 から131日分の年金 1級313日分 ~
障害給付			7級131日分 給付基礎日額 の503日 分から56日分の一 時金 8級503日分 ~ 14級56日分	一時金 8級65万円 ~ 14級8万円	7級131日分 算定基礎日額 の503日分 から56日分の 一時金 8級503日分 ~ 14級56日分
遺族給付	死亡した場合	遺族補償給付 遺族給付 ※遺族の数等に応 じて支給	給付基礎日額 の 245 日 分から 153 日分の年金 1 人 1 5 3 日分 2 人 2 0 1 日分 3 人 2 2 3 日分 4 人 2 4 5 日分 給付基礎日額 の 1000 日 分の一時金	300万円 (遺族の人数に関係なく一律)	算定基礎日額の245日分 から153日分の年金 1人153日分 2人201日分 3人223日分 4人245日分 算定基礎日額の1000日 分の一時金
		葬祭料 葬祭給付	日額 30 日分+31.5 万円。 又は 日額 60 日分。		

給付の種類		归炒处丛纸纸	加水火人人物	#t-DII +t VA A	
請求者		保険給付種類	保険給付額	特別支給金	
の状況					
介護給付	障害 (補償) 年金また	介護補償給付	・常時介護の場合は、介護の費用として支出した額。		
	は傷病(補償)年金	介護給付	(104,290 円を上限とする。)		
	受給者のうち神経・精		親族等により介護を受けており介護費用を支出していない		
	神の障害および胸腹		場合、または支出した額が56,600円を下回る場合は		
	部臓器の障害の程度		56,600 円。		
	が第1級または第2		・随時介護の場合は、介護の費用として支出した額。		
	級であって、現に介護		(52,150 円を上限とする。)		
	を受けているとき		親族等により介護を受けており介護費用を支出していない		
			場合、または支出した額が 28,300 円を下回る場合は		
			28,300 円。		

※給付基礎日額とは、算定すべき事由の生じた日(負傷日)の直近3ヵ月の賃金総合計÷その間の総暦日数 ※算定基礎日額とは、算定すべき事由の生じた日(負傷日)の直前1年間に支払われた賞与総合計額÷365